

檜山海区漁業調整委員会告示第 4 号

檜山海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程を廃止する規程を次のように定める。

令和 5 年 7 月 3 日

檜山海区漁業調整委員会会長 工藤 幸博

檜山海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程を廃止する規程
檜山海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程（平成 7 年 2 月 24
日檜山海区漁業調整委員会告示第 1 号）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和 5 年 7 月 3 日から施行する。